

平成31年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法(案)について

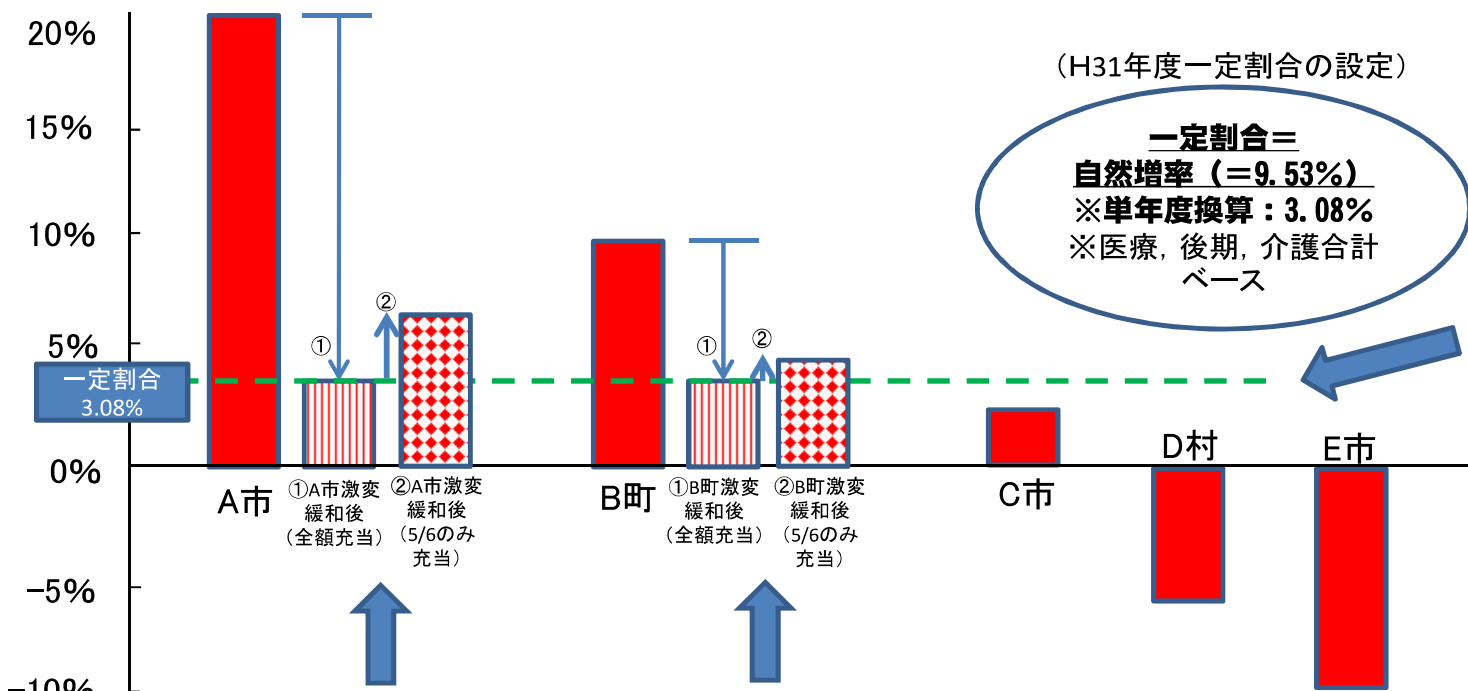
平成31年度の国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方針について（案）

項目		算定方針等	H30本算定の前提	H31算定の前提
1 基礎的な算定方針	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。(※統一に向けては引き続き検討)	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主に納付金の算定に必要な係数、方針	① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本(激変緩和で α の調整は基本行わない)。	$\alpha=1$	$\alpha=1$
	② β の設定の仕方(医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分) ※必要に応じ、 β' についても設定	β =所得係数を基本(激変緩和で β の調整は基本行わない)。	β =本県の所得係数	β =本県の所得係数
	③賦課限度額 (医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29:医療分54万円、後期分19万円、介護分16万円) (H30:医療分58万円、後期分19万円、介護分16万円)	同左(H29年度の限度額を使用)	同左(H30年度の限度額を使用)
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか (標準保険料率におけるパターン1又はパターン2の選択と同義) ※勘案する場合、均等割指数と平等割指数、所得割指数と資産割指数も必要となる	世帯数を勘案する。(=3方式)	同左	同左
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方針	①標準的な収納率 (医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式(2方式、3方式、4方式)	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 (医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分)	所得割指数=1.0、均等割指数=0.7、 平等割指数=0.3	同左	同左
	④県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率 ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定	同左 ※平成28年度からの自然増率は保険料収納必要総額ベース	同左 ※平成28年度からの自然増率は標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース ※所要額の6分の5のみ激変緩和
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い(再掲)	2④と同じ	同左	同左

1人当たり保険税必要額の激変緩和について（H31納付金等仮算定）

1人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率
（単年度換算ベース）

丈比への対象は平成28年度で固定であり、平成30年度は2年間の伸び、31年度は3年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。



【一定割合の設定】
平成28年度からの伸び率が何%以上の場合を対象に激変緩和を行うか？
→ 平成28年度から31年度にかけての標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率（自然増率）を用いる。

【激変緩和による影響】

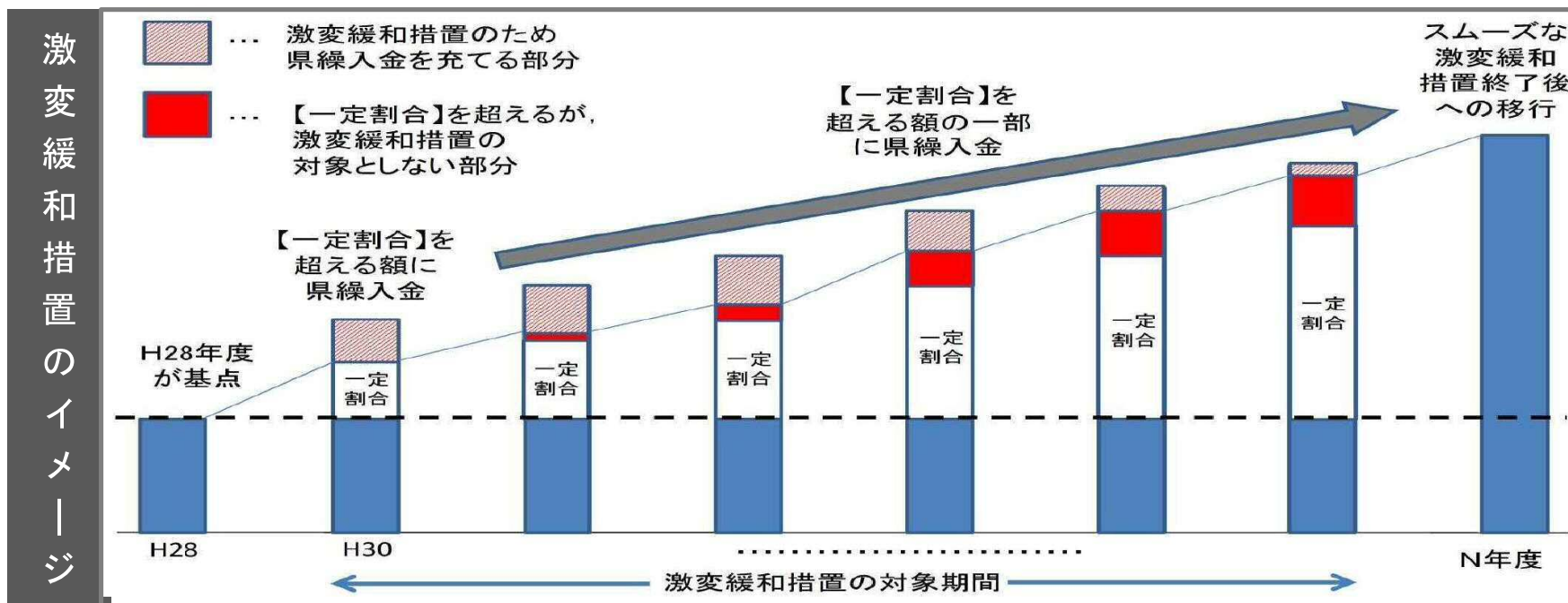
- ① 伸び率の基準である一定割合3.08%（単年度ベース）を超えている市町村へは暫定措置（特例調整交付金）、追加激変緩和額（国特調）及び県繰入金1号分を活用して激変緩和措置を行うことにより、1人当たり保険税必要額が3.08%まで引き下げられる。
- ② 一定割合3.08%まで引き下げのために必要な激変緩和所要額のうち6分の1は充当せず、平成35年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないようにソフトランディングを図る。

※ 一定割合は、平成28年度から平成31年度への県全体の標準保険料率の算定に必要な保険料総額の伸び率（マイナスの場合は0%）とする。

【参考】県国保運営方針〈概要版〉より

3 激変緩和措置

- 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α , β の設定
 - α , β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 $\alpha = 1$ 」「 $\beta : 1$ 」が基本)。
- 県繰入金の活用
 - 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金の活用により激変緩和措置を行う。
 - 県繰入金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
 - 県繰入金を活用した激変緩和措置は平成30年度から平成35年度までの6年間実施することを基本とする。
- 財政安定化基金(特例基金)の活用
 - 県繰入金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないように特例基金を活用する。



平成31年度国保事業費納付金等の仮算定について

(注意)

- ・ 現時点で国から示された仮係数等を用いて平成31年度の国保事業費納付金等の仮算定を行ったものであり、今後確定係数等を用いて算定を行うことに伴い、数値が変動する。
- ・ この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

国民健康保険事業費納付金等の仮算定の趣旨及び算定に係る主な前提

1 仮算定の趣旨

平成31年度の国保事業費納付金等の算定に向け、現時点で国から示されている仮係数等を用いて仮算定を行うもの。

2 仮算定の主な前提

(1) 平成31年度の公費拡充1,700億円のうち、約1,600億円を反映(全国ベース)。

※ 本県では、28億円程度の公費拡充を反映。

(2) 対象年度は平成31年度。

(3) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険料負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。

※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いている。

(4) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)

- ・ α (医療費指数反映係数) = 1

- ・ β (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数

(医療分:0.67程度, 後期高齢者支援金等分:0.70程度, 介護納付金分:0.69程度)

- ・ 標準的な収納率は、平成27年度～29年度の3ヶ年平均

- ・ 標準的な算定方式は3方式

- ・ 「H31保険税必要額(標準保険料率ベース)A」は、平成31年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。

- ・ 「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。

(5) 激変緩和措置に係る主な前提

- ・ 「H31保険税必要額(標準保険料率ベース)A」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。

(一定割合=9.53%(単年度3.08%))

- ・ 平成35年度の激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないよう、平成31年度から、激変緩和を行う範囲を6分の1ずつ縮小。

主な仮算定結果（①激変緩和前の概要）

3 主な仮算定結果

激変緩和前

(1) 仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **H31保険税必要額(標準保険料率ベース) 110,027円 A (年額)**
※国の公費拡充分をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。
※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。
- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース) 97,937円 B (年額)**
- ・ **比較 A-B(伸び率) 12,090円(+12.34%) ※単年度換算+3.96%**
※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により, 平成28年度と比較して平成31年度は一人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。
- ・ これは, 被保険者数全体は減少傾向にあるものの, 団塊の世代(1947~49年生まれ)が, 平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に, 国保の年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 36市町村
- ・ 減少した市町村 7町村

○ 個別の市町村で増減が発生する主な理由(制度改革に伴う理由)

- ・ 平成29年度までは, 市町村がそれぞれ, 実際にかかった保険給付費等を負担し, 公費等を受け入れていたが, 平成30年度からの新制度では, 保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え, 国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり, 公費等の入り方が変わったため。

主な仮算定結果（②激変緩和措置の概要）

(2) 激変緩和措置の概要

		激変緩和前	激変緩和後		
一定割合(※)		—	合計 医療分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分	9.53% 8.45% 13.48% 8.09%	単年度換算:3.08% 単年度換算:2.74% 単年度換算:4.30% 単年度換算:2.63%
下限設定		—	なし		
激変緩和措置額		—	15億18百万円		
財 源	暫定措置(特例調整交付金)	—	3億46百万円		
	追加激変緩和額(国特調)	—	1億16百万円		
	県繰入金1号分	—	10億56百万円		
特例基金の活用		—	なし		
H31一人当たり保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース)A(県平均,年間)		110,027円	106,065円		
H31一人当たり保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース)AのH28決算ベースBからの伸び率(県平均,年間)		12.34% (単年度換算:3.96%)	8.30% (単年度換算:2.69%)		
	最大伸び率	39.07% (単年度換算:11.62%)	13.75% (単年度換算:4.39%)		
	最小伸び率	▲28.79% (単年度換算:▲10.70%)	▲28.79% (単年度換算:▲10.70%)		
	増加市町村数	36	36		
	減少市町村数	7	7		

※ 一定割合は、平成28年度から平成31年度への標準保険料率の算定に必要な保険料総額(県全体)の伸び率である(マイナスの場合は0%)。

主な仮算定結果 (③激変緩和後の概要)

激変緩和後

(3) 仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **H31保険税必要額(標準保険料率ベース)** 106,065円 A (年額)

※国の公費拡充分をほぼ反映。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療給付費分, 後期高齢者支援金等分, 介護納付金分の合計額。

- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース)** 97,937円 B (年額)

- ・ **比較 A-B(伸び率)** 8,128円(+8.30%) ※単年度換算+2.69%

※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

- 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少(110,027円→106,065円(▲3,962円))する理由
 - ・ 激変緩和措置において, 暫定措置(特例調整交付金), 追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分(激変緩和用)の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 36市町村
- ・ 減少した市町村 7町村

主な仮算定結果（④市町村単位の保険税必要額への影響）

（4）市町村単位の保険税必要額への影響（激変緩和の前後）

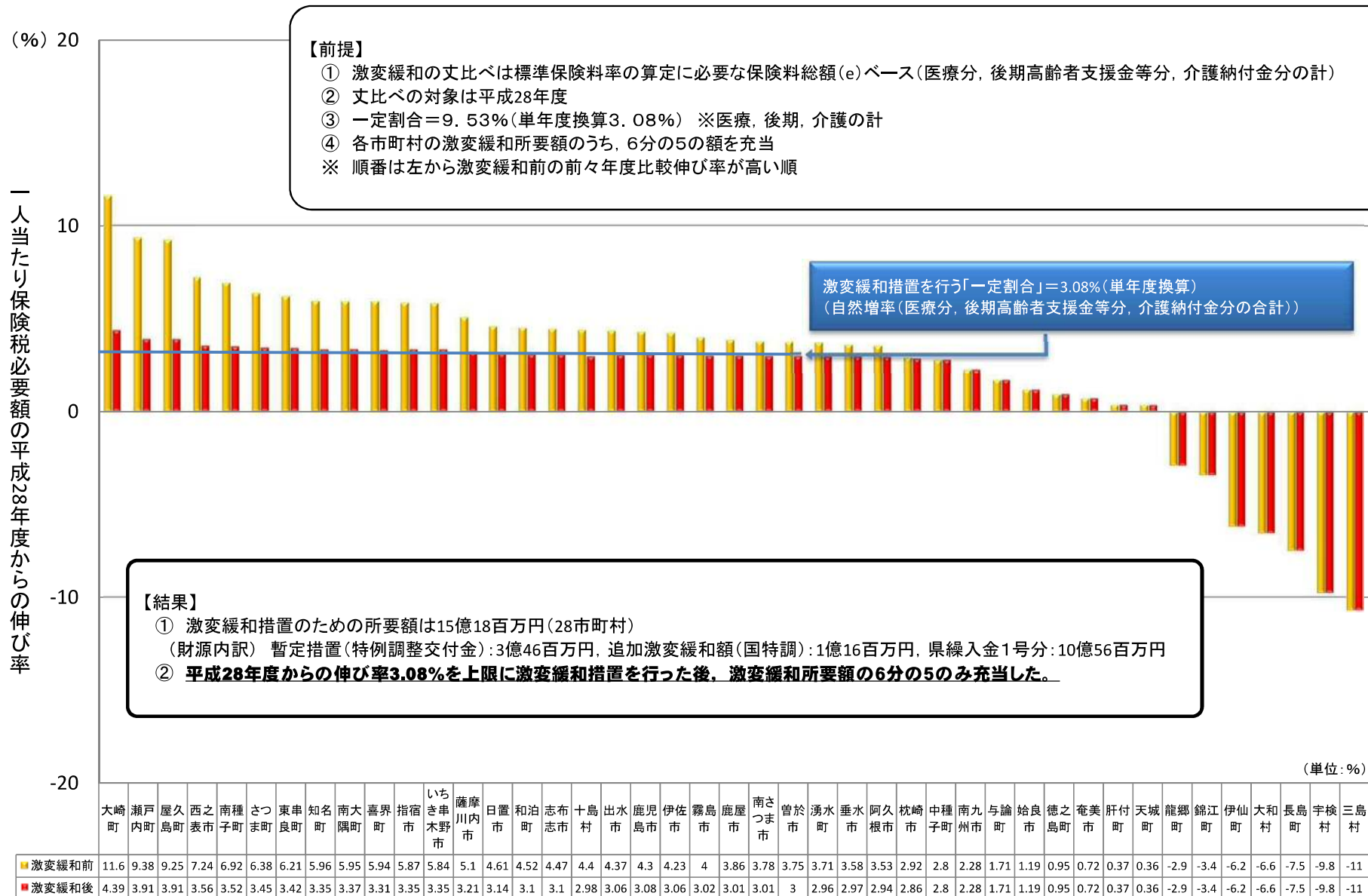
【激変緩和】前提：一定割合＝9.53%（単年度換算3.08%）

※市町村の順番は、④（激変緩和前の伸び率）が高い順である。

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算 ベース B	H31標準保険料率ベース A								
		激変緩和前				激変緩和後				
		金額 ①	金額 ②	H28決算ベースB との差額 ③(②-①)	3年伸び率 ④(③/①)	単年度換算 伸び率 ⑤(④/③)	金額 ⑥	H28決算ベースB との差額 ⑦(⑥-①)	3年伸び率 ⑧(⑦/①)	単年度換算 伸び率 ⑨(⑧/⑦)
円	円	円	%	%	円	円	%	%		
大崎町	94,794	131,827	37,033	39.07	11.62	107,827	13,033	13.75	4.39	
瀬戸内町	64,598	84,525	19,927	30.85	9.38	72,481	7,883	12.20	3.91	
屋久島町	70,475	91,900	21,425	30.40	9.25	79,067	8,592	12.19	3.91	
西之表市	83,129	102,522	19,393	23.33	7.24	92,335	9,206	11.07	3.56	
南種子町	91,874	112,313	20,439	22.25	6.92	101,910	10,036	10.92	3.52	
さつま町	107,355	129,229	21,874	20.38	6.38	118,838	11,483	10.70	3.45	
東串良町	122,940	147,310	24,370	19.82	6.21	135,990	13,050	10.61	3.42	
知名町	78,787	93,721	14,934	18.95	5.96	86,970	8,183	10.39	3.35	
南大隅町	99,522	118,352	18,830	18.92	5.95	109,918	10,396	10.45	3.37	
喜界町	68,046	80,916	12,870	18.91	5.94	75,019	6,973	10.25	3.31	
指宿市	105,597	125,308	19,711	18.67	5.87	116,579	10,982	10.40	3.35	
いちき串木野市	101,515	120,375	18,860	18.58	5.84	112,054	10,539	10.38	3.35	
薩摩川内市	93,891	108,998	15,107	16.09	5.10	103,231	9,340	9.95	3.21	
日和置市	102,864	117,748	14,884	14.47	4.61	112,862	9,998	9.72	3.14	
和泊町	86,031	98,241	12,210	14.19	4.52	94,276	8,245	9.58	3.10	
志布志市	93,450	106,537	13,087	14.00	4.47	102,411	8,961	9.59	3.10	
十島村	68,090	77,480	9,390	13.79	4.40	74,361	6,271	9.21	2.98	
出水市	90,642	103,043	12,401	13.68	4.37	99,231	8,589	9.48	3.06	
鹿兒島市	102,126	115,869	13,743	13.46	4.30	111,846	9,720	9.52	3.08	
伊佐市	98,358	111,391	13,033	13.25	4.23	107,675	9,317	9.47	3.06	
霧島市	94,714	106,550	11,836	12.50	4.00	103,553	8,839	9.33	3.02	
鹿屋市	94,669	106,071	11,402	12.04	3.86	103,470	8,801	9.30	3.01	
南さつま市	113,701	127,090	13,389	11.78	3.78	124,267	10,566	9.29	3.01	
曽於市	109,370	122,142	12,772	11.68	3.75	119,504	10,134	9.27	3.00	
湧水町	90,011	100,395	10,384	11.54	3.71	98,249	8,238	9.15	2.96	
垂水市	100,222	111,386	11,164	11.14	3.58	109,411	9,189	9.17	2.97	
阿久根市	98,210	108,995	10,785	10.98	3.53	107,142	8,932	9.09	2.94	
枕崎市	113,141	123,349	10,208	9.02	2.92	123,119	9,978	8.82	2.86	
種子町	98,334	106,817	8,483	8.63	2.80	106,817	8,483	8.63	2.80	
中九州市	119,474	127,835	8,361	7.00	2.28	127,835	8,361	7.00	2.28	
与論町	80,621	84,838	4,217	5.23	1.71	84,838	4,217	5.23	1.71	
始良市	97,064	100,570	3,506	3.61	1.19	100,570	3,506	3.61	1.19	
徳之島町	64,669	66,522	1,853	2.87	0.95	66,522	1,853	2.87	0.95	
奄美市	73,741	75,346	1,605	2.18	0.72	75,346	1,605	2.18	0.72	
肝付町	95,571	96,642	1,071	1.12	0.37	96,642	1,071	1.12	0.37	
天城町	63,640	64,330	690	1.08	0.36	64,330	690	1.08	0.36	
龍郷町	102,080	93,392	▲ 8,688	▲ 8.51	▲ 2.92	93,392	▲ 8,688	▲ 8.51	▲ 2.92	
錦江町	108,096	97,352	▲ 10,744	▲ 9.94	▲ 3.43	97,352	▲ 10,744	▲ 9.94	▲ 3.43	
伊仙町	69,175	57,107	▲ 12,068	▲ 17.45	▲ 6.19	57,107	▲ 12,068	▲ 17.45	▲ 6.19	
大和村	116,059	94,691	▲ 21,368	▲ 18.41	▲ 6.56	94,691	▲ 21,368	▲ 18.41	▲ 6.56	
長島町	112,672	89,188	▲ 23,484	▲ 20.84	▲ 7.50	89,188	▲ 23,484	▲ 20.84	▲ 7.50	
宇換村	82,765	60,811	▲ 21,954	▲ 26.53	▲ 9.76	60,811	▲ 21,954	▲ 26.53	▲ 9.76	
三島村	175,557	125,009	▲ 50,548	▲ 28.79	▲ 10.70	125,009	▲ 50,548	▲ 28.79	▲ 10.70	
県計	97,937	110,027	12,090	12.34	3.96	106,065	8,128	8.30	2.69	

(注)この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率（激変緩和措置前後比較）



仮算定結果を踏まえた今後の取組

4 仮算定結果を踏まえた今後の取組

(1) 平成31年度の当初予算編成及び国保税率の決定の参考として活用

仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、平成31年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。

※ 確定係数を踏まえた本算定においては、消費税率引上げの影響など数値の変更等がありうることに十分留意する必要がある。

(2) 平成31年度算定(確定係数の反映)の実施

平成30年12月頃から平成31年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、平成31年度の国保事業費納付金や標準保険料率の本算定を行う。

【参考】 H 3 1 仮算定における公費の拡充の反映

	H30.7.13 事務レベル WG最終とりまとめ (全国ベース)	H31年度仮算定			仮算定への 反映方法
		全国ベース	本県配分額	全国ベースに 占めるシェア	
合 計	1,700億円	1,600億円	27.9億円	1.7%	
財政調整機能の強化	800億円	700億円	15.7億円	2.2%	
普通調	350億円	350億円	10.2億円 (※1)	2.9%	納付金算定基礎額から 差し引く
暫定措置(特別調整交付金)	250億円	250億円	3.5億円	1.4%	激変緩和措置に活用※3
特調(都道府県分)	100億円	100億円	2.0億円 (※2)	2.0%	納付金算定において各 市町村へ再配分
特調(市町村分)	100億円	0億円	0億円	—	—
保険者努力支援制度	800億円 ※別途特調より200億円	800億円 ※別途特調より200億円	11.4億円 ※別途特調より3.1億円	1.4%	
都道府県分	500億円	500億円	5.9億円	1.2%	納付金算定基礎額から 差し引く
市町村分	300億円 ※別途特調より200億円	300億円 ※別途特調より200億円	4.7億円 ※別途特調より3.1億円	1.6%	標準保険料率の算定に 必要な保険料額から差し 引く
特別高額医療費共同事業 への国庫補助の拡充	60億円	60億円	0.8億円	1.3%	各市町村の納付金額から 差し引く

(※1) 普通調のH31年度仮算定本県配分額は、H29年度決算ベース普通調の本県配分割合2.9%に、350億円を乗じて算出したもの。

(※2) 特調(都道府県分)のH31年度仮算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4.0億円)。

(※3) 暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として全国ベース84億円(本県配分額1.2億円)が配分されている。

(ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載せず)。